

宿泊約款

第1条 摘要範囲

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時には、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊機関（3日を超える時は3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申し込みの支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定にもかかわらず、当ホテルは、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。

-
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 8. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
 9. 宿泊しようとするものが泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。
 10. 宿泊しようとする者が、過去に当ホテルに対して代金支払い遅延などのトラブルがあったとき。
 11. 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後5時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - （1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
 - （2）宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - （3）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - （4）宿泊しようとする者が泥酔等により宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
 - （5）「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」（平成4年3月1日施行）によるして暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）またはその関係者、その他反社会勢力であるとき。
 - （6）暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、そのほか団体であるとき。
 - （7）法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - （8）他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （9）宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - （10）当ホテルが定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
 - （11）寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客はいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - （1）宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - （2）外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - （3）出発日及び出発予定時刻
 - （4）その他当ホテルが必要と認める事項

第9条 客室の使用時間

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、15:00から翌日の11:00までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

第10条 利用規約の順守

1. 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規約に従っていただきます。
 - (1) 客室からの避難経路図は、客室入り口ドアの裏側に提示してありますのでご確認ください。
 - (2) ご宿泊登録者以外の方のご宿泊はご遠慮ください。
 - (3) 長期のご宿泊利用により、居住に関する法律上の権利が発生するものではないことをご了承ください。
 - (4) 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限り、お断りいたします。また心身衰弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に迷惑と不安を及ぼすご利用者もご遠慮ください。
2. 部屋の鍵
 - (1) ご滞在中お部屋から外出される時は、施錠をご確認ください。
 - (2) 当ホテルをご出発の際は、必ずフロントに鍵をご返却ください。
3. 客室
 - (1) 当ホテルは全館禁煙です。客室内も喫煙はお断りいたします。おタバコは所定の場所をお願い致します。
 - (2) 客室内及び廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気及びキャンドル等をご使用にならないでください。また客室内での調理は固くお断りいたします。
 - (3) ホテルの許可なく客室を営業行為・事務所・パーティー等、宿泊以外の目的にご使用ならないでください。
 - (4) ホテルの許可なく客室内の備品を移動、また客室内に造作を施し、あるいは改造したりしないでください。
 - (5) 客室内の小物備品は、客室外に持ち出さないでください。
4. 貴重品
 - (1) ご滞在中は現金、貴金属その他貴重品の保管については、各部屋に備え付けの金庫をご利用ください。
5. 遺失物
 - (1) 遺失物の保管期間は、発見日を含めて3日間とし、その後最寄りの警察署にお届けいたしますので承知ください。
6. 駐車場
 - (1) 当ホテルの駐車場は隣の尾呂志公民館裏手のスペースです。尚駐車場内での事故は一切責任を負いませんのでご了承ください。
7. お会計
 - (1) ご利用代金のお支払いは、現金のみとさせていただきます。
 - (2) ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、あらかじめご了承ください。
 - (3) ご滞在中でも料金のご精算をお願いする場合があります。その場合は都度お支払いをお願い致します。尚、当ホテルが請求してもお支払いがない場合は、お部屋を明け渡していただく場合があります。
 - (4) ご宿泊者以外の方から料金のお支払いを受けることになっているときは、定められた期日までにお支払いがなければ、ご宿泊者本人に直接お支払いをご請求申し上げます。
 - (5) 法定の税金の他にサービス料としてお勘定の10%をいただいておりますので、お心づけなどはご辞退申し上げます。

9. ホテル内では他のお客様のご迷惑になる下記の持ち込み、または行為はご遠慮ください。

- (1) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物。盲導犬は除く。
- (2) 発火又は引火するもの。
- (3) 悪臭・害毒を発するもの。
- (4) その他法令で所持を禁じられているもの。
- (5) 賭博・威圧的な言動・風紀を乱すような行為、または他のお客様に嫌悪感を与え、もしくは迷惑（騒音なども含む）になるような行為と言動。
- (6) 備え付け品の移動または使用目的以外のご利用。
- (7) 広告、宣伝物の配布、物品の販売、誘拐など。

第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設の営業時間は次の通りとし、その他の施設の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示でご案内いたします。

- (1) フロントキャッシャー等のサービス時間
 - イ. 門限 ホテル正面玄関 なし
 - ロ. フロントサービス 8時30分～17時まで
 - ハ. 清算業務 8時30分～11時まで

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせします。

第12条 当ホテルの責任

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、現金のみで、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けれます。

第13条 料金の支払い

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の随行にあたり、又はそれらの不随行により宿泊者の損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処する為、所管賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室が提供できない時の取り扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供出来ないときは、宿泊客の了承を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ゲストハウスの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取り扱い

1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって、フロントキャッシャーにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当ホテルに故意または重大な過失がある場合を除き15万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了承した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め3日間保存し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保険についての当ホテルの責任は、第1項の場合であっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては前条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったとき当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第18条 個人情報の取り扱い

1. 当ホテルでは、お客様から提供される個人情報について、当ホテルのプライバシーポリシーに則り、適切に取り扱います。

別表第1

宿泊料金の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額

	内訳
宿泊料金	①基本宿泊料（室料） ②サービス料（①×10%） ③宿泊税 1人当たりの1宿泊料（①+②）が、 10,000円未満の場合・・・課税されません 10,000円以上15,000円未満の場合・・・100円 15,000円以上の場合・・・200円 消費税
追加料金	④飲食料 ⑤レンタル衣 ⑥各種アメニティー販売 ⑦物品販売 ⑧その他宿泊に付随する料金 ⑨消費税

備考

1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
2. 上記の宿泊税ならびに消費税は、税法並びに条例が改定された場合には改定された規定によるものとします。
3. 宿泊税はホテルが宿泊以外の目的での客室の使用を認め、かつ宿泊客がこれに基づき要した場合は課税されません。宿泊税の詳細については、三重県宿泊条例に基づいて課税されます。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4～8日前
違約金	100%	100%	50%	30%	—	—

注意

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を收受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）に当たる人数については、違約金はいただきません。
4. 違約金は宿泊客から契約解除の通知を受けたその日から起算します。
5. 同一の宿泊客が連続して宿泊する契約においては、第一日目の基本料金（またパッケージ料金）を違約金として收受します。また、契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）を違約金として收受します。
6. その他、当ホテルが企画するパッケージ又は、特定団体において前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。

お子様の宿泊について（7歳未満）

添い寝の場合、お子様の宿泊料金はかかりません。

- ・ベッド1台につき添い寝1名様まで。

みかんホテル 支配人